

不動産ファイナンス

増田・舟井法律事務所は、あらゆる不動産に関する与信設定や担保付融資の構築、交渉および文書作成において、米国内外の貸主および借主を代理しています。また、レバレッジ取引、公的融資および証券化、セール&リースバック、その他のオフバランスシート（簿外）融資における信用補完者の代理を行っています。当事務所は、単一資産の不動産ローンから、商業、産業、ホスピタリティおよび住宅プロジェクト向けの大規模かつ複雑なシンジケート取引まで、幅広い経験を有しています。

当事務所は、数十年に及ぶ実績をもとに、融資組成、証券化、流通市場、機関投資家による投資等の分野における問題を最適な手法で解決するための包括的アプローチを確立してきました。あらゆる種類の資本構成に内在する問題はもちろん、取引を促進する要素についても熟知しています。また、適用法に関する広範な知識を活かし、常に変化し続け、時には不安定に陥ることもある市場におけるクライアント特有のニーズのほか、クライアントの利益を最大化する機会を分析・対応することにより、効果的なサポートを提供しています。

不動産部門の弁護士は、シンジケート・ローンおよび同ローンへの参加、メザニン・ファイナンスとA/B構造、商業不動産融資、証券化されたモーゲージの貸付、ならびに建設、開発、転換、リボルビング、および短期・長期融資等の各種融資取引においてアドバイスを提供するほか、不確定利益、エクイティ・キッカー融資、コンディット融資、混合型債務・エクイティ契約、金利および通貨スワップ、信用補完およびセール&リースバックの交渉、文書作成および締結においてもサポートを行っています。さらに、非課税融資、エクイティ投資プログラム、増額分共有契約（Shared Appreciation Program）、ジョイント・ベンチャーおよびパートナーシップへの投資、ローン・ポートフォリオ売却、ローン調整および再編に関してもお手伝いしています。

クライアントの経済的利益を保護するためにたゆまぬ努力を続け、いかなる取引においても核心をつく費用対効果の高いアドバイスを提供することに長けた当部門の弁護士は、多くのクライアントから高い評価を得ています。さらに、債券およびエクイティ投資の組成、管理およびそのリターンの最大化においては、借主、貸主および投資家をサポートしており、複雑な不動産ファイナンスや投資契約の構築・実行はもとより、不動産および金融市場の変動に付随する各種問題とビジネス・チャンス、ならびにそれらの変動が貸主・借主に及ぼす影響についても精通しています。